

PTA 規約細則・推薦委員会活動規定の改正について

12月4日(月)第4回運営委員会が開催され、PTA規約細則・推薦委員会活動規定第8条により、3分の2以上の同意を得たので、PTA規約細則・推薦委員会活動規定第2条及び第4条の改正が決定いたしました。なお改訂後の規約はホームページに掲載しました。

第2条 推薦委員会の発足時期：原則毎年10月 → 毎年10月末までに 変更
事由：10月発足では、年度末総会に間に合わなくなる懸念があるため

第4条 推薦の書面取扱：教員から選出された推薦委員のみで集計する。
→ 推薦委員会が集計し、その結果を推薦委員全体で共有する。 変更
事由：細則第7条の改正により、推薦委員の公平性が保たれるようになったため。

令和6年度年 PTA 役員募集中です!

令和6年度PTA本部役員候補者選出に関しての届け出のご協力ありがとうございます。

現在のところまだ役員候補者が出そろっていない状況です。このままでは役員不在のまま令和6年度PTA本部の開始となってしまいます。

推薦委員会で先日配信したとおり推薦委員会で役員候補者再募集をしており、PTAについて詳しく知りたい方やPTA本部役員へ推薦したい方を募集しています。

協力してくださる方は、下記URLをクリックまたはQRコードから回答できます。

Googleフォームにてご回答をよろしくお願いいたします。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSczfwFrRSKe3-6kXo4d-ADOUiZiBs06_CfXzWOF2L92TS0zxcg/viewform?usp=sf_link



参考：本部活動年間15回程度

学年委員会年間13回程度、保健委員会年間15回程度、広報委員会年間15回程度